

## 〔調査結果の概要〕

(注) 本概要は、運輸・交通関連業種を除く集計対象企業（「調査の説明」4及び7参照）についての結果をまとめたものである。

### 1 退職一時金制度

#### (1) 退職一時金の算定基礎（表1）【集計表第2表】

退職一時金制度を採用しているのは、調査産業計では143社で、退職一時金の算定基礎に退職時の賃金を用いるのは23社（制度のある143社の16.1%）、それ以外は123社（同86.0%）となっている。製造業では制度を採用しているのは82社で、退職一時金の算定基礎に退職時の賃金を用いるのは12社（制度のある82社の14.6%）、それ以外は72社（同87.8%）となっている。

調査産業計で退職時の賃金以外を算定基礎給とする123社のうち、「点数方式（職能等級、勤続年数等を点数（ポイント）に置き換えて算定する方式）」が96社（123社の78.0%）、「別テーブル方式（賃金と連動しない体系又はテーブルで算定する方式）」が22社（同17.9%）等となっている。製造業では退職時の賃金以外を算定基礎給とする72社のうち、「点数（ポイント）方式」が57社（72社の79.2%）、「別テーブル方式」が13社（同18.1%）等となっている。

表1 退職一時金の算定基礎

(社)

産業区分・年	退職一時金制度のある企業	退職一時金の算定基礎（複数回答）				
		退職時の賃金	退職時の賃金以外	別テーブル方式	点数（ポイント）方式	その他
調査産業計	143	23	123	22	96	7
製造業	82	12	72	13	57	3
前回（令和3年）						
調査産業計	149	22	128	19	102	11
製造業	87	13	75	10	62	5

(注1) 「その他」には、複数の方式を混在させた方式等が含まれる。

(注2) 退職一時金の算定基礎については平成27年調査から複数回答方式で調査している。

#### (2) 賃金改定と退職一時金の算定基礎との関係（表2）【集計表第2表、第3表】

調査産業計では、賃金改定の結果を退職一時金の算定基礎に自動的に反映させるのは33社（退職一時金の支払原資を社内で準備している企業140社の23.6%）で、

そのうち改定結果の全部を反映させるのが22社（33社の66.7%）、一部を反映させるのが11社（同33.3%）となっている。賃金改定の結果を算定基礎に必ずしも自動的に反映させないのは105社（支払原資を社内で準備している140社の75.0%）で、そのうち算定基礎は賃金改定とは連動しないのが94社（105社の89.5%）となっている。

製造業では、改定結果を算定基礎に自動的に反映させるのは18社（支払原資を社内で準備している81社の22.2%）、必ずしも自動的に反映させないのは62社（同76.5%）となっている。

表2 賃金改定と退職一時金の算定基礎との関係

(社)

産業区分・年	退職一時金の支払原資を社内で準備している社数	賃金改定の結果を算定基礎に自動的に反映させる	賃金改定の結果を算定基礎に必ずしも自動的に反映させない		反映させるか否かはその時点で判断	算定基礎は賃金改定とは連動しない	
			全部を反映	一部を反映			
調査産業計	140	33	22	11	105	11	94
製造業	81	18	13	5	62	5	57
前回(令和3年)							
調査産業計	147	40	23	17	106	8	97
製造業	86	21	13	8	64	4	59

### (3) 定年到達前までの退職一時金の取扱い（表3）【集計表第4表】

一定の年齢や勤続年数で退職一時金を固定する制度があるのは、調査産業計では25社（集計137社の18.2%）で、固定する平均年齢は58.1歳、平均勤続年数は34.0年となっている。製造業では15社（集計79社の19.0%）で、平均年齢は58.3歳、平均勤続年数は35.5年となっている。

退職一時金が定年まで増えるのは、調査産業計では112社（集計137社の81.8%）で、内訳は「算定基礎給及び支給率ともに上昇」が22社（112社の19.6%）、「ポイントが増加」が73社（同65.2%）等となっている。製造業では64社（集計79社の81.0%）で、内訳は同様に14社（64社の21.9%）、38社（同59.4%）等となっている。

表3 定年前の退職一時金の取扱い

(社)

産業区分・年	集計社数	定年前に退職一時金額を固定	定年まで退職一時金が増加する	その他		
				算定基礎給及び支給率が上昇	ポイントが増加	
調査産業計	137	25	112	22	73	17
製造業	79	15	64	14	38	12
前回(令和3年)						
調査産業計	146	31	115	19	79	16
製造業	84	18	66	10	46	9

(4) 退職一時金受給資格付与に要する最低勤続期間(所要年数)(表4)【集計表第5表】

退職一時金の受給資格付与に要する最低勤続期間(所要年数)を退職理由別にみると、会社都合では調査産業計、製造業ともに「1年未満」とする企業が最も多く、それぞれ76社(集計138社の55.1%)、48社(同81社の59.3%)となっている。自己都合では調査産業計、製造業ともに「3年以上」とする企業が最も多く、それぞれ68社(同138社の49.3%)、41社(同81社の50.6%)となっている。

表4 退職一時金受給資格付与に要する所要年数

(社)

産業区分・年	集計社数	会社都合(定年を含む)				自己都合			
		1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上
調査産業計	138	76	41	7	12	6	39	21	68
製造業	81	48	26	1	5	2	27	8	41
前回(令和3年)									
調査産業計	146	81	43	6	16	11	35	22	74
製造業	85	53	25	2	5	6	24	11	41

(5) 退職一時金制度の変更状況(表5)【集計表第6表】

最近2年間(令和3年7月~令和5年6月)に退職一時金制度を変更したのは、調査産業計では29社(集計141社の20.6%)となっている。変更内容は「算定方式の変更」が8社(29社の27.6%)、「支給率の変更」が6社(同20.7%)、「算定基礎給の変更」が4社(同13.8%)等となっている。製造業で変更したのは18社(集

計81社の22.2%) となっている。

表5 退職一時金の変更状況

産業区分・年	集計社数	変更した	(複数回答)							変更していない
			算定基礎給の変更	算定方式の変更	支給率の変更	特別加算制度の変更	制度の廃止	原資の一部又は全部を年金に移行	その他	
調査産業計	141	29	4	8	6	1	-	2	11	112
製造業	81	18	2	6	6	1	-	1	5	63
前回(令和3年)										
調査産業計	148	25	3	2	4	1	-	2	14	123
製造業	86	19	3	1	4	1	-	2	9	67

## 2 退職年金制度

### (1) 退職年金制度の有無及びその種類(表6) 【集計表第1表、第7表】

調査産業計で制度を採用しているのは150社で、「確定給付企業年金(規約型)」77社(制度のある150社の51.3%)、「確定給付企業年金(基金型)」37社(同24.7%)、「確定拠出年金(企業型)」110社(同73.3%)等となっている。

製造業で制度を採用しているのは86社で、「確定給付企業年金(規約型)」39社(制度のある86社の45.3%)、「確定給付企業年金(基金型)」24社(同27.9%)、「確定拠出年金(企業型)」61社(同70.9%)等となっている。

表6 退職年金制度の有無及び採用している年金の種類

産業区分・年	退職年金制度のある企業	採用している年金の種類(複数回答)					退職年金制度のない企業 (退職一時金制度のみ)	
		確定給付企業年金	規約型		基金型	確定拠出年金(企業型)		その他の年金
			規約型	基金型				
調査産業計	150	114	77	37	110	4	7	
製造業	86	63	39	24	61	1	4	
前回(令和3年)								
調査産業計	161	122	77	45	116	4	5	
製造業	95	70	40	30	70	3	3	

(注) 「その他の年金」には、厚生年金基金や確定拠出年金(個人型)、企業独自の年金等が含まれる。

## (2) 退職年金制度の変更状況（表7）【集計表第8表】

最近2年間（令和3年7月～令和5年6月）に制度を変更したのは、調査産業計では28社（集計150社の18.7%）となっている。変更した年金の種類は確定給付企業年金が24社（同16.0%）、確定拠出年金（企業型）が15社（同10.0%）等となっており、内容は、「予定利率・給付利率の引下げ」が4社（同2.7%）、「制度の新設」が4社（同2.7%）等となっている。製造業で制度を変更したのは13社（集計86社の15.1%）で、変更した年金の種類は確定給付企業年金が11社（同12.8%）、確定拠出年金（企業型）が7社（同8.1%）等となっている。

表7 退職年金制度の変更状況

産業区分・年	集計社数	変更した	(複数回答)			変更していない
			確定給付企業年金	確定拠出年金(企業型)	その他の年金	
			調査産業計	150	28	
製造業	86	13	11	7	-	73
前回(令和3年)						
調査産業計	161	27	19	16	-	134
製造業	95	17	11	11	-	78

(注) 「その他の年金」には、厚生年金基金や企業独自の年金等が含まれる。

## (3) 年金の掛金（表8）【集計表第9-1表～第9-3表】

調査産業計で掛金の算定方法についてみると、確定給付企業年金（規約型）では「点数（ポイント）に単価を乗ずる」が33社（制度のある77社の42.9%）、「算定基礎に定率（全員同率）を乗ずる」が24社（同31.2%）で、確定給付企業年金（基金型）ではそれぞれ17社（制度のある37社の45.9%）、14社（同37.8%）等となっている。確定拠出年金（企業型）ではそれぞれ43社（制度のある110社の39.1%）、18社（同16.4%）等となっている。

調査産業計で確定給付企業年金（規約型、基金型）を採用している企業のうち、労働者の掛金負担があるのは、規約型では10社（集計77社の13.0%）、基金型では6社（同37社の16.2%）となっている。確定拠出年金（企業型）を採用している企業でマッチング拠出を導入しているのは61社（同108社の56.5%）となっている。

表8 掛金の算定方式（調査産業計）

(社)

年金の種類	制度のある企業	定額 〔全員同額〕	算定基礎に定率 (全員同率)を乗ずる	点数 (ポイント)に単価を乗ずる	性、年齢、勤続年数等に応じた額	算定基礎に性、年齢、勤続年数等に応じた率を乗ずる	その他
確定給付企業年金（規約型）	77	6	24	33	1	2	10
確定給付企業年金（基金型）	37	1	14	17	1	1	3
確定拠出年金（企業型）	110	9	18	43	-	-	40
前回（令和3年）							
確定給付企業年金（規約型）	77	4	27	36	-	3	7
確定給付企業年金（基金型）	45	2	15	20	-	-	8
確定拠出年金（企業型）	116	7	16	47	-	-	46

(注) 「その他」には、「定額+定率」等、複数の算定方法を併用している場合が含まれる。

### 3 退職金額

#### (1) 平均退職金支給額（表9、表10）【集計表第11表、第12表】

令和4年度1年間（決算期間）の平均退職金支給額を退職事由別にみると、調査産業計では定年退職18,783千円、会社都合13,999千円、自己都合4,875千円となっている。製造業では定年退職18,433千円、会社都合11,543千円、自己都合4,812千円となっている。

表9 退職事由別1人平均退職金額

(社、千円)

産業区分・年度	定年退職		会社都合		自己都合	
	社数	退職金額	社数	退職金額	社数	退職金額
調査産業計	87	18,783	46	13,999	91	4,875
製造業	48	18,433	29	11,543	50	4,812
前回（令和3年度）						
調査産業計	90	18,729	46	11,972	92	4,473
製造業	48	19,005	31	11,228	49	5,282

(注) 金額には退職年金の掛金（事業主負担分）の現価額が含まれる。

男性定年退職者の退職金支給額を学歴、勤続年数別にみると、調査産業計では大学卒は勤続35年18,676千円、満勤勤続21,396千円、高校卒はそれぞれ13,198千円、20,199千円となっている。製造業では大学卒は勤続35年18,410千円、満勤勤続21,055千円、高校卒はそれぞれ12,832千円、19,415千円となっている。

表 10 勤続年数、学歴別定年退職者の平均退職金額（男性）

(千円)

産業区分・勤続年数・年	大学卒		高校卒	
	社数	退職金額	社数	退職金額
調査産業計				
勤続 35 年	13	18,676	5	13,198
満勤勤続	57	21,396	46	20,199
製造業				
勤続 35 年	7	18,410	4	12,832
満勤勤続	34	21,055	27	19,415
前回（令和 3 年）				
調査産業計				
勤続 35 年	20	19,033	10	17,457
満勤勤続	56	22,304	48	20,176
製造業				
勤続 35 年	13	17,445	6	15,086
満勤勤続	35	22,773	30	20,031

(2) モデル退職金（表11、表12）【集計表第13-1表、第13-9表、第13-13表】

定年退職した場合の退職金額は、調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）28,584千円、高校卒事務・技術（総合職）21,625千円、高校卒生産19,366千円となっている。製造業はそれぞれ28,019千円、20,815千円、19,511千円となっている。

表 11 モデル退職金額（会社都合）

(千円)

職種、学歴、 産業区分	勤続 3 年	勤続 5 年	勤続 10 年	勤続 15 年	勤続 20 年	勤続 25 年	勤続 30 年	勤続 35 年	60 歳	定年
事務・技術（総合職）										
大学卒	(25 歳)	(27 歳)	(32 歳)	(37 歳)	(42 歳)	(47 歳)	(52 歳)	(57 歳)		
調査産業計	696	1,213	3,057	5,851	10,216	14,875	20,545	25,395	26,509	28,584
製造業	769	1,372	3,415	6,410	10,063	14,645	20,003	24,444	26,772	28,019
高校卒	(21 歳)	(23 歳)	(28 歳)	(33 歳)	(38 歳)	(43 歳)	(48 歳)	(53 歳)		
調査産業計	417	769	2,038	3,965	6,531	10,626	14,705	18,532	21,430	21,625
製造業	455	860	2,326	4,338	6,770	10,698	14,270	17,791	20,765	20,815
生産										
高校卒	(21 歳)	(23 歳)	(28 歳)	(33 歳)	(38 歳)	(43 歳)	(48 歳)	(53 歳)		
調査産業計	553	969	2,308	4,109	6,780	10,061	13,994	17,791	18,380	19,366
製造業	572	1,016	2,501	4,460	7,138	10,370	14,077	17,229	17,790	19,511

(注 1) 退職年金制度を併用している企業においては、退職年金現価額が含まれている。

(注 2) 年齢ごとに回答企業数に違いがあり、集計社数がそれぞれ異なる。

定年退職時のモデル退職金額での学歴間格差についてみると、大学卒事務・技術（総合職）を100として、調査産業計では高校卒事務・技術（総合職）は75.7、高校卒生産は67.8となっている。製造業ではそれぞれ74.3、69.6となっている。

表 12 モデル退職金額の学歴間格差

産業区分・年	定年	
	事務・技術 (総合職)	生産
調査産業計	75.7	67.8
製造業	74.3	69.6
前回（令和3年）		
調査産業計	76.9	71.8
製造業	80.1	77.9

(注) 大学卒事務・技術（総合職）を100とした場合の高校卒の水準

### (3) モデル退職金額の内訳（退職一時金額及び退職年金現価額）

#### 【集計表第14-1表】

定年退職時の大学卒事務・技術（総合職）のモデル退職金額は、調査産業計では30,194千円となっており、その内訳は、退職一時金額が16,163千円、退職年金現価額が14,031千円となっている。製造業では31,125千円となっており、その内訳は、退職一時金額が17,549千円、退職年金現価額が13,576千円となっている。

## 4 定年制

### (1) 定年制の有無及び定年年齢【集計表第15表】

定年制を採用しているのは調査産業計で156社（集計157社の99.4%）、製造業では集計89社全てである。定年を「60歳」としているのが、調査産業計では119社（制度のある156社の76.3%）、製造業では71社（同89社の79.8%）、「65歳」がそれぞれ33社（同156社の21.2%）、16社（同89社の18.0%）となっている。

### (2) 選択定年制（早期退職優遇制度）（表13、表14）【集計表第16表】

調査産業計では制度があるのは81社（集計152社の53.3%）で、うち勤続年数を要件とする企業は61社（制度がある81社の75.3%）、所要年数の平均は13.9年となっている。製造業で制度のある46社（集計87社の52.9%）のうち、勤続年数を要件とする企業は33社（制度のある46社の71.7%）、所要年数の平均は11.8年と



なっている。

制度の適用開始年齢をみると「50歳」が最も多く、調査産業計では32社（制度のある81社の39.5%）、製造業では17社（同46社の37.0%）となっている。

表 13 選択定年制の適用状況

(社)

産業区分・年	集計社数	制度あり	勤続年数の要件		制度なし
			要件あり	要件なし	
調査産業計	152	81	61	20	71
製造業	87	46	33	13	41
前回（令和3年）					
調査産業計	166	84	62	21	82
製造業	98	50	37	13	48

（注） 前回調査では、勤続年数の要件の有無について無回答の企業が存在する。

退職一時金の優遇措置があるのは、調査産業計では76社（制度のある81社の93.8%）で、定年退職と同等に扱う企業が40社（優遇措置のある76社の52.6%）、退職時の年齢に応じて支給額を加算する企業が36社（同47.4%）、実勤務年数に定年までの年数を加算する企業が7社（同9.2%）等となっている。製造業では優遇措置があるのは45社（制度のある46社の97.8%）で、退職時の年齢に応じて支給額を加算する企業が25社（優遇措置のある45社の55.6%）、定年退職と同様に扱う企業が23社（同51.1%）、実勤務年数に定年までの年数を加算する企業が3社（同6.7%）等となっている。

退職年金の優遇措置があるのは、調査産業計では7社（制度のある81社の8.6%）、製造業では2社（同46社の4.3%）となっている。

表 14 選択定年制による早期退職者に対する優遇措置

(社)

産業区分・年	制度あり (再掲)	退職一時金の優遇あり	優遇措置（複数回答）				退職年金の優遇あり	その他の優遇あり
			定年退職と同等に扱う	勤続年数の加算	年齢に応じた加算	その他		
調査産業計	81	76	40	7	36	19	7	8
製造業	46	45	23	3	25	13	2	5
前回（令和3年）								
調査産業計	84	82	42	7	39	19	10	4
製造業	50	48	23	3	28	13	3	4

## 5 継続雇用制度

### (1) 継続雇用制度【集計表第17表、第15表】

継続雇用制度を採用しているのは、調査産業計では149社（定年制のある156社の95.5%）、製造業では83社（同89社の93.3%）となっており、この全てで再雇用制度を採用している。勤務延長制度を採用しているのは調査産業計では3社（149社の2.0%）、製造業では1社（83社の1.2%）となっている。

### (2) 再雇用時の雇用・就業形態（表15）【集計表第18表】

再雇用時の雇用・就業形態をみると、調査産業計では「嘱託社員」が最も多いとする企業が80社（集計148社の54.1%）、「契約社員」が43社（同29.1%）、「正社員」が7社（同4.7%）、「パート・アルバイト」「子会社・関連会社の従業員」がともに6社（同4.1%）等となっている。

製造業では「嘱託社員」が最も多いとする企業が45社（集計83社の54.2%）、「契約社員」が28社（同33.7%）、「正社員」「子会社・関連会社の従業員」がともに3社（同3.6%）、「パート・アルバイト」が1社（同1.2%）等となっている。

表 15 再雇用時において最も多い雇用・就業形態

産業区分・年	集計社数	(社)					
		正社員	契約社員	嘱託社員	パート・アルバイト	子会社・関連会社の従業員	その他
調査産業計	148	7	43	80	6	6	6
製造業	83	3	28	45	1	3	3
前回（令和3年）							
調査産業計	162	10	45	85	8	6	8
製造業	97	5	31	50	3	3	5

（注）「子会社・関連会社の従業員」には、再雇用時の雇用・就業形態にかかわらず子会社や関連会社で働く労働者全てを含む。

### (3) 再雇用時と定年退職時との労働条件の比較（表16）【集計表第19表】

再雇用制度を採用している企業について再雇用時と定年退職時の労働条件を比べてみると、調査産業計では所定労働時間が「定年退職時と同じ」企業は115社（計149社の77.1%）、定年退職時の「50%以上80%未満」が8社（同5.4%）等となっている。基本給の時間単価は「50%以上80%未満」が95社（同149社の63.8%）、「50%未満」が28社（同18.8%）等となっている。

製造業では所定労働時間が「定年退職時と同じ」企業は70社（計83社の84.3%）、  
「50%以上80%未満」が3社（同3.6%）等となっている。基本給の時間単価は「50%  
以上80%未満」が64社（同83社の77.1%）、「50%未満」が9社（同10.8%）等と  
なっている。

表 16 再雇用時と定年退職時との労働条件の比較

(社)

産業区分・年	所定労働時間						基本給の時間単価					
	計	定年退職時の 50% 未満	50% 以上 80% 未満	80% 以上 100% 未満	定年退職時と 同じ	その他	計	定年退職時の 50% 未満	50% 以上 80% 未満	80% 以上 100% 未満	定年退職時と 同じ	その他
調査産業計	149	2	8	7	115	17	149	28	95	5	6	15
製造業	83	1	3	2	70	7	83	9	64	2	2	6
前回(令和3年)												
調査産業計	160	1	9	6	125	19	160	33	100	3	5	19
製造業	95	1	5	1	79	9	95	13	68	1	3	10

(4) 再雇用労働者と定年年齢到達前の常用労働者との労働条件の比較

(表 17) 【集計表第 20 表】

再雇用制度を採用している企業について、再雇用労働者の労働条件と定年年齢到達前の常用労働者の労働条件を比べると、調査産業計では再雇用労働者は定期昇給なしとする企業は125社（計148社の84.5%）、定年年齢到達前より低い水準が10社（同6.8%）、一時金（賞与）が低い水準が96社（同149社の64.4%）、支給なしが27社（同18.1%）等となっている。

製造業では定期昇給なしとする企業が69社（計82社の84.1%）、定年年齢到達前より低い水準が5社（同6.1%）、一時金（賞与）が低い水準が56社（同83社の67.5%）、支給なしが11社（同13.3%）等となっている。

表 17 再雇用労働者と定年年齢到達前の常用労働者との労働条件の比較

(社)

産業区分・年	定期昇給					一時金（賞与）				
	計	低い 水準	同じ 水準	その他	昇給 なし	計	低い 水準	同じ 水準	その他	支給 なし
調査産業計	148	10	4	9	125	149	96	14	12	27
製造業	82	5	1	7	69	83	56	10	6	11
前回(令和3年)										
調査産業計	159	11	3	10	135	161	109	11	15	26
製造業	94	7	1	6	80	96	70	9	7	10